

大府市告示第38号

大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料19の項、20の項及び21の項の市長が定める機関及びその他市長が定める場合(平成28年大府市告示第43号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料<u>23の項、24の項及び25の項</u>の市長が定める機関及びその他市長が定める場合</p> <p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) <u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 その他市長が定める場合</p> <p>(1) <u>品確法第6条第1項</u>に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係</p>	<p>大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料<u>19の項、20の項及び21の項</u>の市長が定める機関及びその他市長が定める場合</p> <p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) <u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 その他市長が定める場合</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請において、その他市長が定める場合は次のいずれかの場合とする。</u></p> <p><u>ア</u> 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係</p>

改正後	改正前
<p>る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。) (日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省、国土交通省令第1号)附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6)に適合している場合に限る。)の写しを添付した場合</p> <p>(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)の写しを添付した場合</p>	<p>る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。) (日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省、国土交通省令第1号)附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6)に適合している場合に限る。)の写しを添付した場合</p> <p>イ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)の写しを添付した場合</p> <p>(2) <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請において、その他市長が定める場合は、次のいずれかの場合とする。</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第18条第1項に規定する認定書(建築物全体に係る評価に係るものに限る。)の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写しを添付した場合</u></p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写しを添付した場合</u></p> <p>ウ <u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写しを添付した場合</u></p> <p>エ <u>品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級4、5又は6（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級3、4、5又は6）に適合している場合に限る。）の写しを添付した場合</u></p> <p>オ <u>一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写しを添付した場合</u></p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。